

小田原短期大学における研究インテグリティ確保のための体制整備に関する規程

制定 令和 8 年 7 月 1 日

(目 的)

第1条 この規程は、小田原短期大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (2)「研究インテグリティ」とは、本学の研究者が行う研究活動のオープン化、国際化により発生するリスクに対して、研究者としての規範に基づく自主的・自律的に担保すべき健全性・公正性及びそのための透明性や説明責任に関するマネジメントのことをいう。

(基本方針)

第3条 本学における研究インテグリティの確保に関する基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備する。
- (2) 研究インテグリティの確保に関わる者の責務、責任及び権限を明確化する。
- (3) 研究インテグリティの確保に関する教育及び研修を実施する。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するとともに、構成員の研究インテグリティに関する理解醸成を図るものとする。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行うものとする。

(所轄組織)

第6条 研究インテグリティに関するマネジメントは研究倫理委員会にて所轄し、必要に応じて専門家の意見を求めることとする。なお、責務相反に関する事項については、適宜事務局長と情報共有し対応することとする。

(相談窓口)

第7条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を置く。
相談窓口は、委員会の委員をもって充てる。

(雑則)

第8条 本規程に定めるものの他、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は別途定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、小田原短期大学全学運営評議会の議を経て学長が決定する。

附則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。